

令和 7 年度地盤沈下対策水準測量仕様書

(総 則)

第 1 条 この仕様書は、佐賀県（有明海再生・環境課）が地盤沈下調査のために行う精密水準測量等の作業方法等について定めるものとする。

第 2 条 この測量等は、本仕様書に示すものの外は、佐賀県公共測量作業規程（以下「規程」という。）によって実施するものとする。

第 3 条 この測量等における標高は、測量法施行令（昭和 2 4 年政令第 3 2 2 号）第 2 条第 2 項に規定する日本水準原点を基準とする標高で表示する。

第 4 条 この測量等では、別添の水準測量計画路線網図または図面に示す水準点（県・市）及び一、二等水準点（国土地理院）、その他必要な地点の測量を行う。また、1 地点の水準点（県）の選定及び埋標を行う。

第 5 条 測量作業（この仕様書に示すものを除く。）については、規程中の 1 級水準測量の項を適用して行うものとする。

第 6 条 測量については、令和 7 年度の標高改定に対応した測量成果を使用すること。国土地理院ホームページ「令和 7 年度 電子基準点、三角点、水準点等の標高改定に伴う公共測量における対応について」を参照。

URL : <https://www.gsi.go.jp/sokuryosidou/sokuryosidou41048.html>

第 7 条 令和 6 年度（令和 5 年度の一部を含む。）に完了した事業で得られた公共水準点の測量成果について、今後の使用が見込まれるため、測量成果の維持管理の観点から、原則として全てについて成果改定を行うこと。国土地理院ホームページ「令和 7 年度 電子基準点、三角点、水準点等の標高改定に伴う公共測量における対応について」を参照。

URL : <https://www.gsi.go.jp/sokuryosidou/sokuryosidou41048.html>

第 8 条 第 6 条及び第 7 条の詳細については、発注者と協議の上、実施するものとする。

(作業準備)

第 9 条 請負人は、この測量の実施に先立ち、測量地域を踏査し、作業計画及び水準路線網計画を立てるとともに

- (1) 既設永久標石の異常の有無
- (2) 道路工事、通行止め等の状況
- (3) その他、観測作業実施上の支障の有無等を調査する。

また、既設点等に異常があった場合は、その状況を監督員に報告し、その指示によって、適切な処置を行うものとする。なお、基準点標識の標準的な構造を別紙に示す。

第 10 条 作業計画は、その作業の目的に従い、次の事項について詳細に立案し、監督員の承認を受けるものとする。

- (1) 作業の地域
- (2) 作業の種類及び作業量
- (3) 作業期間
- (4) 作業員の氏名及び分担区分
- (5) 作業実施の順序及び工程予定表
- (6) その他必要事項

(選点及び埋標)

第 11 条 水準点を設置する位置は、調査等の目的が十分達成でき、かつ将来の利用に便利で保存上安全な地点でなければならない。

- 2 水準点は、監督員の指示に従い設置する。
- 3 水準点の埋設は、別紙に示す規格によって行い、埋設は測量の目的精度が得られるように監督員の立会のもとに、十分注意して施工しなければならない。
- 4 埋設に際し、水道管、ガスパイプ、地下ケーブル、暗渠等の地下施設には損傷を与えてはならない。
- 5 破損、被害を与えた場合は請負人が負担する。
- 6 水準点の選点図（縮尺 1 万分の 1）、埋標写真及び各点について必要事項を記入した点の記を埋標後作成する。
- 7 水準点の記は、水準点位置が明確になるように、目標となるような永久構造物等からの距離を記入して、付近の見取図を作ること。
- 8 水準点設置の用地等の交渉は、佐賀県が行う。

第 12 条 点の記には、次の事項を記載する。

- (1) 水準点の種類番号
- (2) 標識の種類及び埋設法
- (3) 水準点の所在地
- (4) 選点埋設並びに観測の年月日
- (5) 作業員氏名
- (6) 要図並びに順路
- (7) その他必要事項

(観 測)

第 13 条 観測は、国土地理院九州地方測量部で実施される水準測量と併行して実施するものとし、その時期については同地方測量部に事前に連絡協議するものとする。

第 14 条 観測は往復観測とし、観測精度、標尺距離、観測回数及び最小位読定値等の制限は、本仕様書別表「水準測量制限表」に示すとおりとする。

第 15 条 観測手簿は、読定値、距離その他、観測年月日、時刻、天候、レベル及び標尺の規格と番号、観測者氏名を記入するものとする。

2 レベル及び標尺等は、次の各号について点検及び調整を行って、常に最良の状態で、観測を行わなければならない。

(1) レベルの丸形水準器及び視準線の点検調整

(2) 標尺水準器の点検調整

(3) レベルの点検調整の記録は、観測手簿に記入しておかなければならない。

(成果及び記録)

第 16 条 測量成果及び測量記録は、次のとおりとする。

(1) 観測手簿

(2) 計算簿

(3) 点の記

(4) 観測成果表及び平均成果表

(5) 精度管理表

(6) 水準測量路線網図

(7) 地盤沈下等量線図（年間、累計）

(8) 地盤沈下面積表（年間、累計）

(9) その他必要な事項

第 17 条 観測成果表には、必要に応じて次の各号を記載する。

(1) 水準路線の区間

(2) 観測者氏名

(3) 観測年月日

(4) 水準点の所在地

(5) 水準点番号

(6) 水準点間の距離

(7) 観測の高低差

(8) 標尺補正数

- (9) 観測の標高
- (10) 楕円補正数
- (11) 閉合誤差の補正
- (12) 結果（水準点の標高）
- (13) レベル及び標尺の種類番号
- (14) 与点成果の平均年度
- (15) 観測の平均二乗誤差
- (16) 水準路線の略図
- (17) その他の必要事項

（成果の納入）

第 18 条 納入するものは、次のとおりとする。

- (1) 観測手簿（正 1 部）
- (2) 計算簿（正 1 部）
- (3) 点の記（正 1 部）
- (4) 観測成果表（正 1 部）
- (5) 平均成果表（正 1 部）
- (6) 精度管理表（正 1 部）
- (7) 水準測量路線網図
- (8) 地盤沈下等量線図（年間、累計）
- (9) 地盤沈下面積表（年間、累計）
- (10) その他の必要書類及び図面

(7) 及び (8) は、5 万分の 1 の地形図に、水準点の位置及び路線を所定の記号で記入したもの（(7) は 2 部、(8) は 2 部）及び A 3 サイズの縮小図（各 1 部）とする。

また、(1) 及び (10) と同一内容の電子データを格納したコンパクトディスク（CD-R）1 枚とする

（検 定）

第 19 条 測量成果及び測量記録の納入に当たっては、公益社団法人日本測量協会（測量技術センター）の検定を受けるものとする。

（その他）

第 20 条 その他、疑義が生じたときには、監督員の指示を受けるものとする。

別 表 水準測量制限表

区 分	水準測量	区 分	水準測量	区 分	水準測量
往 復 差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	路 線 長	148.1km	観測回数	4 視準 4 読定
環閉合差	$2\text{mm}\sqrt{S}$	視準距離	最大50m	往復回数	1 往 復
検 測	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	読定単位	0.1mm	使用与点	2 等水準点以上

S：観測距離（片道、km 単位）

* 表は 1 級水準測量に適用する。